

入札説明書

令和8年度図書館資料搬送事業に関する一般競争入札については、次のとおりとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度図書館資料搬送事業

(2) 入札案件の仕様等

別添仕様書による

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された荷物の搬送（小）・（大）各1箱当たりの単価に各年間予定個数を乗じた額の合計金額（入札合計金額）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（1箱当たりの見積もり単価）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額及び入札合計金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(7)までのすべてに該当することが必要である。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。

① 島根県税を滞納していない者であること。

② 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

③ 法人であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有する者であること。

(5) 過去2年において本件搬送業務と同内容の業務を履行した又は履行している実績があること。

(6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(7)この入札に関し、提出書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認に係る提出書類

(1)入札参加資格確認申請書

入札参加資格確認申請書（所定の提出資料含む）に次の書類を添付し提出して、資格確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ①入札参加資格確認申請書添付書類（別紙様式1参照）
- ②誓約書
- ③委任状（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）
- ④②の(5)を満たしていることを証明する書類（契約書の写し、事業概要等）

(2)申請書提出方法

- ①申請書、添付書類の提出部数は、1部とする。
- ②提出期限までに持参又は簡易書留による郵送にて提出する。
- ③資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ④提出された書類は、返却しない。
- ⑤提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(3)提出期限及び提出場所

提出期限：令和8年3月26日（木）午後5時00分まで

提出先：〒690-0873 島根県松江市内中原町52番地 島根県立図書館総務課

4 入札保証金

(1)島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

(2)入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。

(3)入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。ただし、入札保証金を納付する場合は、3月30日（月）午前10時00分までに島根県立図書館総務課へ事前に連絡すること。

①納付場所

島根県松江市殿町1番地

島根県出納局審査指導課

②納付時期

入札日当日の午前9時00分から午前10時00分まで

(4)入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)①の場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(6) 入札保証金は、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(7) 入札保証金の免除を受ける場合は、次のいずれかの書類を提出すること。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出する。

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出する。

ウ 入札保証金の免除に関する誓約書を提出する。

5 入札、開札の方法等

(1) 日時

令和 8 年 3 月 31 日（火）午前 11 時 00 分

(2) 場所

島根県松江市内中原町 52 番地 島根県立図書館 集会室

(3) 入札方法等

① 郵便、電報、ファクシミリ、電話、電子メールによる入札は認めない。

② 入札者（入札権限等を委任された代理人を含む。以下同じ）は、封印された入札書を入札箱に投函しなければならない。

③ 入札者は、本案件に係る一切の諸経費を含めた契約金額を見積もること。

④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された荷物の搬送（小）・（大）各 1 箱当たりの単価に各年間予定個数を乗じた額の合計金額（入札合計金額）に、額消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（1 箱当たりの見積もり単価）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額及び入札合計金額を入札書に記載すること。

⑤ 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

⑥ 入札者は、入札時刻後においては入札会場に入場することはできない。

⑦ 入札者は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札の場所を退場することはできない。

(4) 開札の方法

① 開札は、入札者及び島根県立図書館職員を立ち合わせて行う。

② 開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格での応札がない場合は、

当該開札の終了後、直ちに再度入札を行う。

(5) 再度入札

① 再度入札は、2回まで行うものとする。(合計3回)

② 入札参加者のうち、再度入札に参加しない者は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出し、入札の場所を退場しなければならない。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、再度入札の入札参加者が1人となったとき、または再度入札を行った場合でも落札者がいない場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約の協議を行うことができるものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

(7) 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札の取りやめ、又は延期をする。この場合においては、入札の公告と同様の方法により公告する。

(8) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札に参加することができない者が入札をしたとき。

イ 入札保証金の納付その他の入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札に際して連合その他の不正の行為があつたとき。

エ 同一人が、同一事項について2以上の入札をしたとき。

オ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。

カ 所定の様式によらない入札書、金額の記入がない入札書、金額を訂正した入札書、商号若しくは名称、住所又は代表者名及び委任されている場合は代理人の氏名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある入札書。

キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る会計処理の適性を期するため、受注者に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立図書館に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 契約

(1) 契約書の要否

要する。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

別添単価契約書（案）のとおりとする。

(4) 契約保証金

契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 質問等

入札説明書及び仕様書に関して質問がある場合は、別紙様式5により令和8年3月26日（木）午後3時00分までに提出（持参・郵送・電子メール）するものとする。（郵送又は電子メールで提出した場合は必ず到着確認の電話連絡をすること）

回答については、随時行う。

提出先：〒690-0873 島根県松江市内中原町52番地 島根県立図書館総務課

電話：0852-22-5725

メール：tosyokan@pref.shimane.lg.jp

8 入札説明書添付書類

(1) 入札参加資格確認申請書

(2) 誓約書

(3) 入札書

(4) 委任状

(5) 入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

(6) 入札辞退届

(7) 単価契約書（案）

(8) 仕様書